

京都市農業委員会告示第20号

農地法第23条第1項の規定に基づき小作料の標準額を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年12月25日

京都市農業委員会会長 溝川 幸雄

京都市標準小作料

(10a 当たり)

農地の区分	小作料の標準額
田の部 A (収量480kg)	18,000円 (7,000円)
田の部 B (収量450kg)	12,000円 (4,000円)
田の部 C (収量400kg)	7,000円 (2,000円)
畑の部	標準額を定めない

この標準小作料は平成20年1月から適用する。

()内は別表で定める中山間地域の小作料とする。

<別表>

京都市農業委員会が定める標準小作料で扱う中山間地域

行政区名	地区	備考
北区	大宮の一部	氷室
	小野郷	
	中川	
	雲ヶ畑	
左京区	大原の一部	百井
	花脊	
	広河原	
	久多	
右京区	嵯峨北部	
	京北	
西京区	大原野の一部	小塩
		石作
		外畑
		出灰
伏見区	醍醐の一部	陀羅谷

(京都市農業委員会事務局)